

令和6年度の国民健康保険税率をお知らせします。

■ 後期高齢者支援金分

加入している被保険者のうち、0歳から74歳までの人に計算します。

区分	賦課基準	税率等	
所得割	基準総所得金額による*1	1.9%	
均等割	被保険者1人につき	7,200円	
平等割	1世帯につき	8,000円	
特定世帯の平等割	基準要件による*2	最初の5年間	4,000円
		その後の3年間	6,000円
賦課限度額	課税額の上限	24万円	

- *1 基準総所得金額とは、賦課期日の属する年の前年の所得金額から430,000円を控除した金額です。
- *2 特定世帯とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方がいるため、国民健康保険被保険者（擬制世帯主を除く）が1人となった世帯をいいます。
- *3 年齢は満年齢です。

令和5年度分から資産割を廃止しました

■ 医療給付費分

加入している被保険者のうち、0歳から74歳までの人に計算します。

区分	賦課基準	税率等	
所得割	基準総所得金額による*1	6.4%	
均等割	被保険者1人につき	27,000円	
平等割	1世帯につき	28,500円	
特定世帯の平等割	基準要件による*2	最初の5年間	14,250円
		その後の3年間	21,375円
賦課限度額	課税額の上限	65万円	

■ 介護給付費分

加入している被保険者のうち、40歳から64歳までの人に計算します。

区分	賦課基準	税率等
所得割	基準総所得金額による*1	1.3%
均等割	被保険者1人につき	8,000円
平等割	1世帯につき	7,000円
賦課限度額	課税額の上限	17万円

【やむを得ず失業した人の国保税などの軽減】

倒産や解雇などで、やむを得ず失業した人（非自発的失業者）が国民健康保険に加入した場合、保険税や医療費の負担を軽減する措置があります。

対象者は、雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」として求職者給付を受ける方です。（離職理由コード11・12・21・22・23・31・32・33・34）ハローワークで発行された「雇用保険受給者証」または「雇用保険受給資格通知」をお持ちになり、福祉課保険係へ届出してください。

軽減の内容は、離職日の翌日の属する月の年度から翌年度末日まで、対象者の前年の給与所得を100分の30として国保税を算定します。また、高額療養費などの自己負担限度額区分を決める時の所得も同様に算定して判定します。

【国民健康保険税の軽減判定について】

軽減が受けられる世帯に該当する場合、軽減の段階に応じて均等割・平等割が減額されます。

<令和6年度の軽減判定所得>

軽減区分	軽減判定所得の計算
7割軽減	世帯の前年中の所得の合計 ≤ 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減	世帯の前年中の所得の合計 ≤ 43万円 + 29万円5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	世帯の前年中の所得の合計 ≤ 43万円 + 54万円5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

- * 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の被保険者となった後も継続して同一世帯に属する方です。
- * 給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。
 - ・ 給与等の収入金額が55万円を超える方
 - ・ 公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

【未就学児の均等割軽減について】

世帯に未就学児（6歳に到達する日以後の最初の3月31日以前である方）がいる場合、その未就学児にかかる均等割額が5割軽減されます。

なお、7・5・2割軽減に該当する世帯については、軽減後さらに未就学児の軽減が適用されます。

個人住民税の定額減税について

問合せ先

役場住民課住民税係
☎ 574・2213

令和6年度から森林環境税（国税）が導入されます

問合せ先

役場住民課住民税係
☎ 574・2213

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることになりました。個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

対象となる方

- 前年の合計所得が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

減税額

- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円
 - ※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
 - ※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
 - ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

徴収方法（令和6年度分）

- ① 給与所得に係る特別徴収（給与所得の方）
 - ▷ 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。
- ② 普通徴収（事業所得者等の方）
 - ▷ 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。

その他

- 減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。（支給時期等の詳細については、現在調整中です）
- 所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。

◆ 森林環境税の導入

令和6年度から、森林の整備およびその促進に関する施策の財源として、森林環境税（国税）が課税されます。

森林環境税は、その税収の全額が森林環境譲与税として区市町村・都道府県に譲与されます。

森林環境税を納める対象者

- 国内に住所を有する個人
- 税額 年額1,000円（住民税均等割とあわせて賦課徴収します）

森林環境税が課税されない方

- 住民税の均等割と同様に、以下の方には森林環境税は課税されません。
1. 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方（賦課期日現在）
 2. 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下である方（給与収入2,043,999円以下の方が該当）
 3. 前年の合計所得金額が次のいずれかの金額以下である方
 - 同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合
35万円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族の人数) + 31万円
 - 同一生計配偶者又は扶養親族がいない場合
45万円

◆ 令和6年度以降の住民税均等割及び森林環境税

個人住民税の均等割については、東日本大震災復興基本法の理念に基づき、平成26年度から令和5年度の10年間、臨時的に年間1,000円（町民税500円、道民税500円）が加算されていました。令和6年度からはこの臨時措置がなくなり、新たに森林環境税（年額1,000円）が導入されます。

問合せ先

役場住民課住民税係
☎ 574・2213